

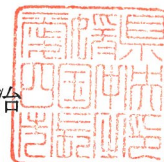
四国中央市公告第7号

市有地の売払いについて

一般競争入札により市有地を売り払うことについて公告する。

令和8年1月29日

四国中央市長 大西 賢治



1 入札物件

No.	物件 番号	所在地番	地積	売払予定価格	備考
1	19001	土居町北野甲 1927 番 1 外 2 筆	313.15 m ² (94.73 坪)	1,847,000 円	真鍋商店東側宅地
2	22001	川之江町字宮ノ谷 2751 番 21	223.45 m ² (67.59 坪)	4,758,000 円	宮ノ谷分譲地
3	23003	川之江町字港通り 4069 番 7	155.73 m ² (47.11 坪)	3,971,000 円	港通り集会所跡地
4	24003	豊岡町大町字江ノ 久保 2540 番 90	229.10 m ² (69.30 坪)	3,264,000 円	豊岡団地分譲地
5	24004	豊岡町大町字江ノ 久保 2540 番 144	228.41 m ² (69.09 坪)	3,323,000 円	豊岡団地分譲地
6	24005	豊岡町大町字江ノ 久保 2540 番 146	228.20 m ² (69.03 坪)	3,320,000 円	豊岡団地分譲地
7	24006	豊岡町大町字江ノ 久保 2540 番 148	229.01 m ² (69.28 坪)	3,332,000 円	豊岡団地分譲地
8	24007	豊岡町大町字江ノ 久保 2540 番 185	227.43 m ² (68.80 坪)	3,309,000 円	豊岡団地分譲地
9	27001-1	川之江町余木字榊 ヶ底 1236 番 1	103.73 m ² (31.38 坪)	1,825,000 円	余木検問所跡地 (西部分)
10	27001-2	川之江町余木字榊 ヶ底 1234 番 1 外 1 筆	554.84 m ² (167.84 坪)	9,657,000 円	余木検問所跡地 (東部分)
11	30001-3	上分町字町東 642 番 5 外 1 筆	220.51 m ² (66.70 坪)	6,516,000 円	上分町本町分譲地

注

- 1 地積は、登記記録による。
- 2 売払予定価格は、最低落札価格とする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人を問わない。また、2人以上の共有名義で申し込むこともできる。ただし、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- (1) 住所地又は法人の所在地において納付すべき市税に滞納がないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に規定する者でないこと。
- (3) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体又はその関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがされていない者であること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加の申込み

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から同月 27 日（金）までとし、四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 提出先

四国中央市役所政策部管理課（四国中央市役所庁舎棟 3 階） 電話 0896-28-6167

ウ 提出方法

持参の上、提出すること。なお、郵送、電話、ファクス又は電子メールによる受付は、行わない。

エ 提出書類

- (ア) 入札参加申込書（様式第 1 号）（以下「申込書」という。）
- (イ) 誓約書（様式第 2 号）
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 住民票抄本
- (オ) 市税に未納がないことを証する書類

オ 留意事項

- (ア) 申込書及び誓約書は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市役所政策部管理課に備え付けてあるものを入手すること。
- (イ) 各種証明書は、発行日から 3 月以内のものを提出すること。
- (ウ) 共有名義の場合は、共有者全員分の証明書及び誓約書を提出すること。
- (エ) 共有名義の場合は、共有者が確認できる住民票抄本を提出すること。
- (オ) 市外に住所を有する者は、住所地の市町村の証明書を提出すること。
- (カ) 法人の場合は、法人の証明書を提出すること。

(2) 入札参加者の決定

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認書（様式第 3 号）（以下「確認書」という。）を交付する。ただし、確認書を交付した後、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、入札参加資格を取り消す。

4 入札の実施

(1) 入札の日時等

ア 日時

令和8年3月2日（月）午前10時

受付は、午前9時から行う。

イ 会場 四国中央市役所3階入札室（四国中央市役所庁舎棟3階）

ウ 留意事項

（ア）入札会場は、入札開始時間と同時に閉鎖し、それ以後の入場は認めない。

（イ）確認書を忘れた者は、入札に参加できない。

（ウ）入札参加者以外は、入札会場に入室できない。

（エ）郵送による入札書は、受理しない。

(2) 持参物

ア 確認書

イ 入札書及び封筒

ウ 入札保証金

エ 筆記用具

オ 印鑑

カ 委任状（代理人が入札する場合に限る。）

(3) 留意事項

ア 入札書及び委任状は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市役所政策部管理課に備え付けてあるものを入手すること。

イ 筆記用具は、ボールペン、万年筆等を持参すること。

ウ 印鑑は、申込書に押印した実印を持参すること。また、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑を持参すること。

(4) 入札保証金

ア 入札参加者は、売払予定価格ではなく、入札額に100分の5を乗じて得た額以上の入札保証金を入札会場にて預け入れた上で入札に参加すること。

イ 入札保証金は、現金又は小切手であること。なお、小切手は、市内金融機関の自己宛小切手に限る。

ウ 落札者については、入札保証金を売買代金の一部に繰り入れ、それ以外の者には即時預り証と引き換えに返金する。なお、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとする。

(5) 入札の留意事項

ア 入札書は、所定の様式を使用すること。

イ 入札書への押印は、申込書に押印した実印を使用すること。なお、入札を代理人に行わせる場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を入札書に押印すること。

ウ 入札書を封筒に入れ、物件番号及び所在地番並びに入札者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を封筒に明記すること。

エ 入札書には、入札金額等を明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること（鉛筆及びシャープペンシルの使用は、不可とする。）。

オ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。

カ 誤字を訂正し、又は脱字等を加除した場合は、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金額の訂正は、認めない。

キ 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできない。

ク 入札金額は、アラビア数字を使用すること。

ケ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

コ 災害その他のやむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期し、又は中止することがある。

5 落札者の決定

落札者の決定は、開札後直ちに入札会場で行う。落札額は、売払予定価格を最低落札価格とし、入札者が複数ある場合は、その中での最高入札額をもって落札者とする。入札は、1回のみ行い、同額の場合は、抽選により決定する。なお、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者又は参加資格を喪失した者が行った入札
- (2) 委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (3) 所定の様式によらない入札
- (4) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示を行った入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名又は印影が認知し難い入札
- (6) 記名押印がない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者が行った入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 売払予定価格未満の金額でした入札
- (11) 入札者が連合して入札した入札
- (12) 不正の行為があった入札

6 売買契約の締結

落札者は、次の売買契約日に別紙契約書により売買契約を締結すること。また、共有名義で落札した場合は、共有者全員の名義での契約締結とする。なお、何ら連絡もなく契約を締結しない場合は、入札物件の買受けを辞退したものとする。

- (1) 売買契約日

令和8年3月6日（金）

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額から入札保証金を控除した額を契約保証金として納付すること。なお、契約保証金は、売買代金に充当する。

- (3) 持参品

ア 印鑑

イ 収入印紙（契約書貼付用）

ウ 契約保証金

(4) 留意事項

ア 共有の場合は、共有者全員分の実印を必要とする。

イ 契約保証金は、現金又は市内金融機関の自己宛小切手とする。

(5) 契約に係る費用

印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
10 万円を超え 50 万円以下	200 円
50 万円を超え 100 万円以下	500 円
100 万円を超え 500 万円以下	1,000 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	5,000 円
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	10,000 円
5,000 万円を超え 1 億円以下	30,000 円

注 令和 9 年 3 月 31 日までの租税特別措置

(6) 契約に際しての留意事項

別紙契約書を参照のこと。

7 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を控除した残代金）は、市の指定する金融機関に令和 8 年 3 月 23 日（月）までに一括納付すること。

なお、買受人が納入期限までに契約した額の売買代金を納入しない場合は、市は何ら法的手続を経ないで即時に契約を解除し、納入した契約保証金は違約金として市に帰属することとする。この場合において、買受人は、異議の申立て及びその理由のいかんを問わず、損害賠償等の一切の請求はできない。

8 所有権移転登記及び土地の引渡し

(1) 所有権移転登記は、売買代金の完納後、市に買受人から収入印紙が提出された場合に、市において速やかに行う。

(2) 所有権移転登記に必要な書類

ア 売買代金の領収書

イ 収入印紙（所有権移転登記時の登録免許税相当額）

【参考（土地の場合）】

所有権移転登記に必要な登録免許税額

入札物件の近傍類似地の固定資産評価額 × 入札物件の地積 × 税率 = 税額
(1 m²当たりの単価) (1000 分の 15)

※R 8. 3. 31 までの税率

注

1 建物は、別途算出式があるので 10 の問合せ先に確認すること。

2 司法書士等への手数料は、不要とする。

9 その他

- (1) 物件は、工作物等（既存の塀、フェンス、土留め、立木等）を含み、現状有姿での引渡しを行うため、必ず各自で事前に現地確認を行うこと。
- (2) 物件の地下埋設物の調査、移設及び地盤調査は、買受人の負担において行うこと。
- (3) 土地の造成及び建物の建築に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令、本市条例、開発指導要綱等を遵守すること。

10 問合せ先

四国中央市役所政策部管理課

電 話 番 号 : 0896-28-6167 (直通)

ファクス番号 : 0896-28-6173

電子メールアドレス : kanzai@city.shikokuchuo.ehime.jp